

令和4年3月11日

登録業者各位

河内長野市契約検査課

前払金制度及び中間前払金制度における支払限度額の見直しについて（お知らせ）

受注者の資金調達の円滑化をより一層図るため、本市が発注する建設工事及び建設コンサルタント等業務（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに測量）について、前払金及び中間前払金の支払限度額を下記のとおり見直します。

記

1. 見直し内容

	【前払金】	【中間前払金】
建設工事	(旧)契約金額の4割を超えない範囲内で、 <u>1億円を限度</u> ↓ (新)契約金額の4割を超えない範囲内 <u>(限度額なし)</u>	(旧)契約金額の2割を超えない範囲内で、 <u>5千万円を限度</u> ↓ (新)契約金額の2割を超えない範囲内 <u>(限度額なし)</u>
建設コンサルタント等業務	(旧)契約金額の3割を超えない範囲内で、 <u>1億円を限度</u> ↓ (新)契約金額の3割を超えない範囲内 <u>(限度額なし)</u>	

※建設工事については、請負対象金額が500万円以上で工期が90日以上のもので、建設コンサルタント等業務（工事監理業務は除く。）については、請負対象金額が500万円以上で、履行期間が90日以上のものであって、それぞれ入札公告等で前金払の支払条件を付したものが対象となります。（従前からの変更はありません。）

2. 適用時期

令和4年4月1日以降に締結する契約案件について適用します。

以上